

みなし納付外国税額控除の投資促進 及び所得移転効果

布 袋 正 樹¹⁾

1 はじめに

経済のグローバル化とともに、国境を越えた資本移動が盛んになっており、各国の政府は、国内外の投資家の投資意欲を削がないような税制を構築することを求められている。複数の国に子会社を有し、税引後所得の合計を最大化するように資本配分や所得配分を決定する多国籍企業は、租税コストの低い国に投資や所得を集中させると考えられる。特に、タックス・ヘイブンと呼ばれる国々では、競って低い法人税率を導入しており、資本配分を歪めるとともに、価格操作を通じた租税回避を誘発する原因となっている。Sullivan(2004)によると、タックス・ヘイブン上位4カ国(オランダ・アイルランド・バミューダ・ルクセンブルグ)に所在する米国企業の子会社は、外国子会社の総資産の18.3%、総実物資産の5%、総売上の8.9%、総雇用者数の3.4%しか保有していないにも係わらず、総利益の30%を獲得している。これは、米国の親会社またはその他の国の子会社からタックス・ヘイブン子会社へ、価格操作により所得が移転されていることを暗に示している。先進国では、タックス・ヘイブン税制や移転価格税制の強化によって、国際的租税回避に対して個別に対処しているが、このような規制が税制を複雑化し、租税当局や誠実な納税者に多くの負担と費用を強いている。また、OECDは、有害な租税競争が誘発する弊害を除去するため、1998年以来、有害税制プロジェクトを進めている。1998年にはタックス・ヘイブンの判定基準を開発し [OECD (1998)]、2000年にはタックス・ヘイブンと認定した35ヶ国・地域を「タックス・ヘイブン・リスト」に掲載し公表している [OECD (2000)]。

1) 一橋大学大学院経済学研究科博士課程。

さらに、それらの国・地域と対話を継続し、2004年4月現在、33ヶ国・地域に対して、2005年末までに税務行政に関する透明性の確保と実効的な情報交換を行うことを約束させている [OECD(2001, 2004)]。このように、先進国では、タックス・ヘイブンを利用した租税回避を防ぐため、様々な取り組みを行っている。

一方、日本を含む多くの先進国では、経済援助の一環として、発展途上国が設けている租税優遇措置を意図的に容認することがある。これは、国際的二重課税の回避を目的とした外国税額控除の特例であり、みなし納付外国税額控除（以下では、「みなし外税控除」と省略する）と呼ばれている。本来、外国税額控除は、外国子会社から配当を受取った場合、その配当に係わる日本の法人税額から外国で実際に支払った法人税額を控除するシステムである。しかし、みなし外税控除を供与している発展途上国に、日本の企業が子会社を有する場合、その配当に係わる日本の法人税額からその国で実際に支払った法人税額を控除するとともに、優遇措置で減免された法人税額を（あたかも支払ったとみなして）控除することが認められている。みなし外税控除の目的は、減免された法人税額を日本の法人税額から控除することで、発展途上国における租税優遇措置の投資誘因効果を阻害しないことにある。ところが、OECD（1998）は、発展途上国に対する経済援助として導入されたはずのみなし外税控除が、租税回避の道具として利用されていることを指摘している。例えば、日本の企業は、みなし外税控除国に子会社を所有するとき、価格操作で当該子会社に所得を移転すれば、みなし外税控除が適用される配当が増えるため、多額の租税便益を獲得できる。もし、みなし外税控除に投資促進効果なく、租税回避を促進するだけならば、みなし外税控除は税収ロスをもたらすだけであり、その存在意義は全くないと言える。

本稿の目的は、みなし外税控除の供与が海外直接投資と所得移転に与える効果を実証的に検討し、今後のみなし外税控除のあり方を考えることである。先行研究において、Hines（2001）は、みなし外税控除の存在が投資を促進することを示しているが、所得移転への効果については分析を行っていない。本稿では、みなし外税控除の海外直接投資への効果だけではなく、みなし外税控除が所得移転に与える効果を分析し、制度を利用した租税回避の可能性も検討する。

本稿で得られた結果は以下である。第1に、みなし外税控除は、海外直接投資

(少なくとも資本金による投資)を促進する効果を持っていない。第2に、みなし外税控除は、所得移転を促進する効果を持っている。みなし外国税額控除の供与により、現地法人の経常利益・売上高比率は1.2%ポイント高まる。本稿の推定結果によれば、みなし外税控除の供与は投資を促進するのではなく、むしろ現地法人への所得移転を促しており、租税回避の道具として利用されている可能性がある。

最後に、本稿の構成を以下に述べる。第2節では、先行研究と本稿の分析について述べる。第3節では、日本のみなし外税控除の概要とみなし外税控除の問題点を述べる。第4節では、みなし外税控除の投資促進及び所得移転効果について実証分析を行う。第5節は結論である。

2 先行研究と本稿の分析

本節では、税制が海外直接投資及び所得移転に与える効果に関する先行研究を概観しつつ、本稿の分析の特徴について述べる。²⁾

2.1 税制と海外直接投資

税制が海外直接投資に与える効果については、これまで多くの実証分析が行われている。Hartman (1984) は、外国子会社が成熟しているか未成熟かの違いで税制が異なる効果を持つことに注目している。Hartmanは、1964-79年における時系列データを用い、内部留保による対米直接投資は、その税引後収益率が高いほど増加するが、親会社からの出資による対米直接投資は、税引後収益率によりほとんど説明されないことを示している。推定期間を拡張したBoskin and Gale (1987) の分析や、日本の対米直接投資のデータを用いた日高・前田 (1994) の分析が存在するが、Hartmanと同様の結果を得ている。

また、Grubert and Mutti (1991) は、各国の税率格差が多国籍企業の投資配分に与える効果に着目している。Grubert and Muttiは、1982年における米国製造業の外国子会社の実物資産を国別に集計したデータを用い、平均実効税率が高い国ほど実物資産が小さくなることを示している。Hines and Rice (1994) は、

2) 税制と海外直接投資、税制と所得移転の実証分析については、Hines (1999) や Gordon and Hines (2002) がより詳しいレビューを行っているので、参照して頂きたい。

タックス・ヘイブンを多く含むデータを用いて Grubert and Mutti と同様の結果を得ている。このほか、間接税と海外直接投資の關係に着目した Desai et al. (2004) の分析や、租税条約と海外直接投資の關係に注目した Blonigen and Davis (2004) の分析などが存在する。

本稿の関心である投資とみなし外税控除の關係については、Hines (2001) が分析を行っている。Hines は、みなし外税控除を利用できる日本企業と利用できない米国企業を比較し、1989年において、日本企業の外国への投資総額（資本金による投資）のうちみなし外税控除国に投資する割合が、米国企業に比べて 0.04 ポイント高いことを示している。これは、みなし外税控除の供与が發展途上国への投資を促進することを意味している。本稿では、Hines とは異なる定式化を行い、みなし外税控除が資本金による投資に与える効果を分析する。

2.2 税制と所得移転

税制が所得移転に与える影響についての実証分析は、近年よく行われている。Grubert and Mutti (1991) は、1982年における米国製造業の外国子会社の税引後利益を国別に集計したクロスセクション・データを用いて、法定法人税率が低い国ほど税引後利益・売上高比率が高くなるという結果を得ている。また、Hines and Rice (1994) は、タックス・ヘイブンを多く含むデータを用い、生産要素である資本と労働、生産性の指標である一人当たり GDP を制御したうえで、平均実効税率が低い国ほど税引前利益が大きくなることを示している。そのほか、外国子会社の平均実効税率が高いほど、貿易バランス（米国親会社の外国子会社への輸出額から、外国子会社からの輸入額を差し引いたネットの貿易額）が大きくなることを示した Clausing (2001) の分析、タックス・ヘイブんに子会社を有する米国企業の租税支払額が、それ以外の同質的な米国企業の租税支払額よりも有意に低いことを示した Harris et al. (1993) の分析及び、OECD 諸国間においても価格操作による所得移転が行われている可能性を示した Bartelsman and Beetsma (2003) の分析などが存在する。

上記の先行研究は国家間の税率格差に注目しているが、先進国が發展途上国に供与する税制上の特例を扱った分析も行われている。Grubert and Slemrod

(1998)は、米国がプエルトリコに対して供与している租税上の特例の効果を扱っている。米国は、プエルトリコからの配当に対して一定の範囲内で米国法人税を免除しているが、そうした租税便益を増加させるために、米国企業がプエルトリコの子会社に対して所得移転していることに注目している。本稿の関心であるみなし外税控除も、先進国が発展途上国に供与する税制上の特例であり、同様の所得移転を促すと考えられる。Hines (2001)は、みなし外税控除の投資への効果だけに注目しているが、本稿では、所得移転への効果についても分析を行う。みなし外税控除が所得移転に与える効果を分析し、制度を利用した租税回避の可能性を検討する。

3 みなし外税控除

3.1 みなし外税控除の概要

日本の企業が直接投資を行い外国に子会社を有する場合、その子会社の所得に対して外国法人税が課されると同時に、課税後所得が親会社に配当されれば、日本で法人税が課される。これが国際的二重課税であり、何らかの方法で排除しなければ企業の投資決定が歪められる可能性がある。日本では、この二重課税に外国税額控除方式で対処している。外国税額控除方式では、外国子会社から配当を受け取った場合、その配当に対して日本で支払う法人税額から、外国で実際に支払った法人税額のうち受取配当に関わる部分を控除することができる。³⁾この控除は、子会社が外国で支払った法人税額を親会社が間接的に支払ったとして控除することから、特に間接納付外国税額控除と呼ばれている。⁴⁾

一方、発展途上国では自国の経済を発展させるために、法人税を減免することで、外国資本の流入を促そうとしている。例えば、ある発展途上国では法人税率が30%、外資系企業に対する軽減税率が10%であるとする。外国子会社の課税

3) ただし、日本で支払う法人税額を超えて外国法人税額を控除することはできない。

4) 日本の企業が支店形態で外国に進出する場合、その支店が獲得する所得に対しては即刻日本の法人税が課されるが、その支店が外国で支払った法人税額は、日本の法人税額から控除される。この外国税額控除は、日本の企業が直接支払っていることから、直接納付外国税額控除と呼ばれている。間接納付外国税額控除の目的は、子会社形態での進出が、支店形態での進出と比べて不利にならないようにすることである。

前所得を100とすれば、これに対する外国法人税額は10となる。課税後所得をすべて親会社に配当すると、日本の親会社は配当として90を受取る。日本の法人税率を40%とすれば、みなし外税控除が供与されていない場合、配当に係わる日本の法人税額は $(90+10) \times 0.4=40$ となる。したがって、親会社の租税負担は法人税額40から外国法人税額10を控除した30となる。この場合、子会社と親会社の租税負担合計額は $30+10=40$ である。これに対して、みなし外税控除が供与されている場合、親会社の租税負担は、日本の法人税額40から実際に支払った外国法人税額10だけでなく、軽減された外国法人税額 $100 \times (0.3 - 0.1) = 20$ を控除した10となる。この場合、子会社と親会社の租税負担合計額は $10 + 10 = 20$ となる。上記の数値例から明らかなように、みなし外税控除を供与しない場合、発展途上国による法人税の軽減措置20は無に帰することになる。みなし外税控除の目的は、発展途上国が実施する法人税の減免措置を生かして、当該国への投資を促進することにある。

表1に示すように、日本は、2004年10月現在、17カ国に対してみなし納付間接外国税額控除を供与しており、署名日は、1960年代から1990年代まで国によって様々である。⁵⁾ 1960年代から1970年代にみなし外税控除が供与された国の中には、今日OECD諸国に匹敵する経済水準に至った国も存在する。⁶⁾ このような国については、制度を維持する必要性が薄れてきているため、見直しが行われている。例えば、シンガポール、マレーシア、韓国については、租税条約の改定の際に、みなし外税控除の供与に期限を設定している。また、日本は1990年代に、バングラデシュ、ブルガリア、トルコ、ヴェトナム、メキシコに対してみなし外税控除を供与しているが、あらかじめ期限を設けている。

3.2 みなし外税控除の問題点

みなし外税控除は、開発途上国において租税上の優遇措置により減免された租税の税額を納付したものとみなして、日本の法人税額から控除することを認めた

5) ただし、アイルランド・スペイン及びインドネシアについては、先方の国内法の改正によりそれぞれ1981年、1979年、1985年から事実上失効している。

6) 韓国は1996年10月にOECDに加盟し、世界で29番目、アジアでは日本に次いで2番目の加盟国となった。韓国はこの数十年間で飛躍的な経済発展を遂げている。

表1 日本がみなし納付間接外国税額控除を供与する国 (2004年10月現在)

供与国	署名日	発効日	供与期限
シンガポール	1961. 4.11 (1994. 4.9)	1961. 9.5	2000年
タイ	1963. 3.1 (1990. 4.7)	1963. 7.24	
マレーシア	1963. 6.4 (1999. 2.19)	1963. 8.21	2006年
ブラジル	1967. 1.24 (1976. 3.23)	1967. 12.31	
スリ・ランカ	1967. 12.12	1968. 9.22	
インド	1969. 4.8 (1989. 3.7)	1970. 11.15	
ザンビア	1970. 2.19	1971. 1.23	
韓国	1970. 3.3 (1998. 10.8)	1970. 10.29	2003年
アイルランド	1974. 1.18	1974. 12.4	1981年から適用なし
スペイン	1974. 2.13	1974. 11.20	1979年から適用なし
インドネシア	1982. 3.3	1982. 12.31	1984年から適用なし
中国	1983. 9.6	1984. 6.26	
バングラデシュ	1991. 2.28	1991. 6.15	
ブルガリア	1991. 3.7	1991. 8.9	2001年
トルコ	1993. 3.8	1994. 12.28	2004年
ヴェトナム	1995. 10.24	1995. 12.31	2010年
メキシコ	1996. 4.9	1996. 11.6	2005年

(出所) 『資料 (国際課税関係)』 (税制調査会) 及び『租税条約関係法規集』 (財務省) をもとに作成。

(注) 1. () 内は最終改訂署名日。

2. アイルランド、スペイン及びインドネシアについては、先方の国内法の改訂により事実上失効している。

制度である。言わば、当該開発途上国に投資する日本企業に対する補助金 (租税支出) であり、日本政府にとっては税収ロスである。

表2は、1999年2月期から2000年1月期における納付外国法人税額を業種別に示している。ただし、資本金が300億円以上の大企業について集計されたものである。直接納付税額とは、主に、日本企業の外国支店が源泉地で支払った法人税額や、日本企業が利子・配当・ロイヤルティを受け取った際に源泉地で支払った源泉課税が含まれる。また、間接納付税額とは、外国子会社が支払った法人税

表2 外国税額控除に係る納付外国法人税額

(業種別：1999年2月期から2000年1月期)

	直接納付 税額 A (億円)	間接納付 税額 B (億円)	合計 C=A+B (億円)	左の内みなし納付 法人税額 D (億円)	みなし納付法人税 額比率 D/C (%)
製造業	1,360	920	2,280	230	10.09%
卸売業	260	260	520	40	7.69%
金融保険業	490	110	600	10	1.67%
建設業	0	0	0	0	.
不動産業	0	0	0	0	.
鉱業等	400	20	420	0	0.00%
合計	2,510	1,310	3,820	280	7.33%

(出所) 税制調査会、2002年、『説明資料(国際課税)』。

(注) 1. 原則として資本金が300億円以上の法人に係る控除対象外国法人税額について集計したものである。

2. 直接納付税額とは、日本企業の外国支店が源泉地で支払った法人税額や、日本企業が利子・配当・ロイヤルティを受け取った際に源泉地で支払った源泉課税が含まれる。また、間接納付税額とは、外国子会社が支払った法人税額のうち日本の親会社の受取配当にかかわる部分である。

額のうち日本の親会社の受取配当にかかわる部分のことである。直接納付税額と間接納付税額の合計(C)を見ると、製造業が全産業の約6割を占めており、製造業の海外活動規模の大きさを示している。また、納付外国法人税額のうちのみなし納付法人税額(D)においては、製造業が全産業の約8割を占めていることが分かる。さらに、納付外国法人税額のうちみなし納付法人税額の割合を計算すると、製造業で約10%となっている。これは、納付外国法人税額の約1割が、実際には外国で支払われていないにもかかわらず、日本の法人税額から控除されていることを示しており、驚くべき事実である。

みなし外税控除は、1960年代以降、イギリスをはじめとして外国税額控除方式を採用する多くの先進国で認められてきたが、多額の税収を失うこともあり、近年、その投資誘因としての有効性に対する不信や、制度を利用した租税回避の可能性が指摘されるなど、存在意義そのものに疑問が持たれている。OECD(1998)は、みなし外税控除の濫用として、Transfer pricing abuseを報告して

いる。⁷⁾これは、価格操作を通じて現地法人の利益を増幅し(現地法人への所得移転)、みなし外税控除が適用される配当を増やすことで多額の租税便益を獲得する行為である。こうした租税回避は、政府の税収ロスを増加させる原因となる。もし、みなし外税控除に投資促進効果がなく、租税回避の道具として利用されているだけならば、みなし外税控除の存在価値は全くないと言える。

4 実証分析

4.1 推定方法

本節では、みなし外税控除の投資促進及び所得移転効果について実証分析を行う。投資に関しては、次のような推定式を用いる。

$$\ln(\text{資本金})_{it} = b_0 + b_1 \ln(\text{GDP})_{it} + b_2 \ln(\text{人口})_{it} + b_3 \ln(\text{距離})_{it} \\ + b_4 \ln(\text{資本金})_{it-1} + b_5 (\text{みなし外税控除ダミー})_{it} + u_{it}$$

これは、いわゆる gravity model であり、Grubert and Mutti (1991) や Blonigen and Davies (2000) が用いている。被説明変数の資本金は、現地法人の資本金ストックを国別に集計した値であり、添え字 (i,t) はそれぞれ投資先の国と年を意味している。説明変数について、投資先の経済規模を表す変数として人口と GDP を用いる。首都間の距離とは、東京から投資先の国の首都までの距離である。みなし外税控除ダミーは、みなし外税控除国を 1、それ以外の国を 0 とするダミー変数である。

ところで、本稿では、海外直接投資の指標として資本金ストックを用いる。ストックは、前期のストックと今期のフローの合計であるため、今期のストックは前期のストックに依存すると考えられる。そこで、本稿では説明変数に前期の資

7) OECD (1998) は、Transfer pricing abuse 以外に、次の3つの形態を紹介している。(1) Conduit situations: 第3国の投資家は、みなし外税控除を導入している国とその相手国に子会社を設置することにより、みなし外税控除の便益を受けようとする (Treaty shopping)。(2) Routing: みなし外税控除を導入している国の金融機関が、発展途上国の金融機関に貸出を行うことで、利子の源泉徴収に関するみなし外税控除の租税便益を獲得する。(3) Potential government abuse of tax sparing: 発展途上国の政府は、外国資本がみなし外税控除から受ける租税便益を高めるために、自国の税率を引上げ、外資の租税回避を促進する。

本金融ストックを加えた推定も行う。推定係数に期待する符号は以下である。豊かな国、経済規模が大きな国、前期の資本金ストックが大きな国及びみなし外税控除国では、投資額が大きくなると考えられるため $b_1, b_2, b_4, b_5 > 0$ である。また、日本から離れるほど取引費用や情報費用が大きくなると考えられるため $b_3 < 0$ である。

所得移転については、次のような推定式を用いる。

$$\begin{aligned} (\text{経常利益} \cdot \text{売上高比率})_{it} = & b_0 + b_1(\text{従業員数} \cdot \text{売上高比率})_{it} + b_2(\text{GDPの成長率})_{it} \\ & + b_3(\text{信用格付け})_{it} + b_4(\text{みなし外税控除ダミー}) + u_{it} \end{aligned}$$

Grubert and Mutti (1991), Grubert (2003), Desai et al. (2004) は、所得移転に係る実証分析を行う際に、所得移転の指標として、被説明変数に経常利益・売上高比率（経常利益・資本金比率）を用いている。本稿も先行研究に従い、被説明変数に経常利益・売上高比率（経常利益／売上高）及び経常利益・資本金比率（経常利益／資本金）を用いる。説明変数について、現地法人の効率性を表す指標として従業員数・売上高比率（従業員数／売上高）を、経済の成熟度を表す指標としてGDP成長率を用いる。信用格付けとは、デフォルト・リスクに関する国別の評価であり、格付けが高い国ほどデフォルト・リスクが小さいことを示す。外国税額控除ダミーについては、投資に関する推定式と同様である。推定係数に期待する符号は以下である。GDP成長率が高い国及びみなし外税控除国では、利益率は高くなると考えられるため $b_2, b_4 > 0$ である。売上高100万円当たりの従業員数が多く非効率な国、信用格付けが高い国では、利益率は低くなると考えられるため $b_1, b_3 < 0$ である。

4.2 データ

本稿では、経済産業省の『我が国企業の海外事業活動』（各年度版）より、製造業現地法人の集計データを利用する。⁸⁾ 分析期間は1988年から2000年までの

8) 『我が国企業の海外事業活動』は、海外に現地法人を有する日本企業（ただし、金融・保険業・不動産業を除く）を対象として、経産省が毎年行っている「海外事業活動基本調査」における調査票を国別もしくは地域別に集計したものである。現地法人とは、外国子会社

13年間である。また、分析対象国は、表3に示すようにデータが利用可能な26カ国となる。みなし外税控除の供与については、財務省の『租税条約関係法規集』や政府税制調査会資料を参考にしている。分析対象国の中で、みなし外税控除を供与されている国は9カ国であるが、分析期間の途中で租税条約が締結されたベトナムとメキシコについては、条約の発効年から供与されることにした（ベトナムは1995年以降、メキシコは1996年以降）。残りの17カ国に対しては、みなし外税控除が供与されていない。ただし、スペインとインドネシアはみなし外税控除を供与されているが、先方の国内法の改訂により事実上失効しているため、みなし外税控除が供与されていない国として扱う。外税控除ダミーは、上記の情報に基づいて作成している。

表3 分析対象国（計26カ国）

アメリカ	スペイン
アルゼンチン	タイ*
イギリス	台湾
イタリア	中国*
インド*	ドイツ
インドネシア	ニュージーランド
ベトナム*	フィリピン
オーストラリア	ブラジル*
オランダ	フランス
カナダ	ベルギー
韓国*	香港
シンガポール*	マレーシア*
スイス	メキシコ*

- (注) 1.*はみなし外税控除を供与されている国を表す。
 2. インドネシアとスペインには、みなし外税控除が供与されているが、事実上執行しているため、分析ではみなし外税控除国として扱わない。

だけではなく外国孫会社を含んでいる。外国子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を意味し、外国孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を意味する。

投資の指標としては、現地法人の資本金を用いる。⁹⁾ 資本金は、1995年を100とした日本のインフレ指数で除したものをを用いる。インフレ指数は、IMFのWorld Economic Outlook Databaseを利用している。また、所得移転の指標としては、現地法人の経常利益・売上高比率（経常利益・資本金比率）を用いる。経常利益・売上高比率（経常利益・資本金比率）は、製造業現地法人の経常利益（円建）、売上高（円建）及び資本金（円建）を用いて計算している。人口は、CICUPのPenn World Table (PWT 6.1)の人口を使用している。GDPは、IMFのWorld Economic Outlook DatabaseのGDPを使用している。ただし、GDP（米ドル建・現在価格）は、『我が国企業の海外事業活動』で使用されている円ドル・レートで円に換算してインフレ指数で除している。東京から投資先の首都までの距離（マイル）は、Indo.comが提供するdistance calculatorを用いて計算した。従業員数・売上高比率は、『我が国企業の海外事業活動』（各年度版）から国別に集計された製造業現地法人の従業員数と売上高（円建）を用いて計算している。GDP成長率は、World Economic Outlook DatabaseのGDPを用いて毎年の成長率を計算した。信用格付け（Country Credit Rating）は、Institutional Investor社が主要な国際銀行による信用格付けをもとに計算した値（0から100の間の値であり、この値が高いほどデフォルト・リスクが小さい）を用いる。信用格付けは、毎年3月と9月の2回公表されるのでそれらの単純平均を求め、それを100で除した値を使用する。

表4は、全期間（1988-2000年）における変数別の基本統計を示している。投資の指標である資本金を見ると、平均は3321億円となっている。所得移転の指標である2つ経常利益率を比較すると、経常利益・売上高比率の平均（0.02）と標準偏差（0.04）は、経常利益・資本金比率（平均0.15, 標準偏差0.22）よりも低い値となっている。また、みなし外税控除ダミーの平均は、観測値数の30%がみなし外税控除を供与されていることを示している。

みなし外税控除が供与されている国と供与されていない国の2つのグループについて、現地法人の資本金及び経常利益・売上高比率（経常利益・資本金比率）

9) 資本金（円建）とは払込済み資本金であり、日本側出資者が出資分担した額ではない。

表4 基本統計

	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
資本金(100万円)	324	332116	666773	499	5153442
GDP(10億円)	338	86023	170423	1150	1122887
人口(1000人)	332	136165	276805	2846	1258821
距離(マイル)	338	4897	2658	716	11407
経常利益・売上高比率	324	0.02	0.04	-0.21	0.17
経常利益・資本金比率	324	0.15	0.22	-0.74	1.54
従業員数・売上高比率	324	0.08	0.23	0.0008	3.92
GDPの成長率	312	0.03	0.16	-0.58	0.59
信用格付け	334	0.67	0.21	0.17	0.95
みなし外税控除ダミー	338	0.30	0.46	0	1

図1 資本金の推移(単位:百万円)

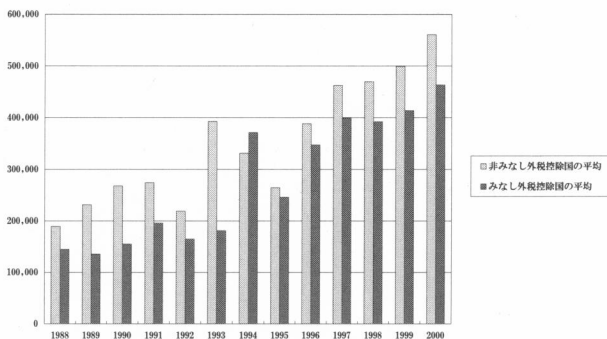


図2 経常利益・売上高比率の推移

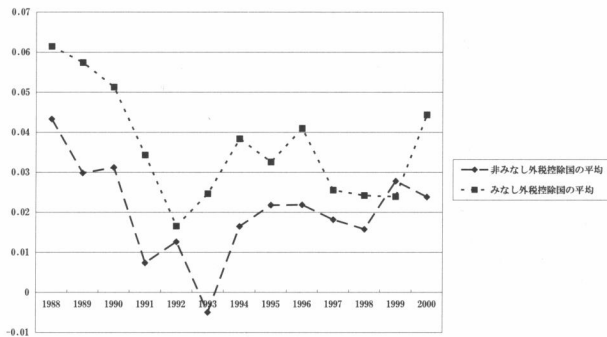
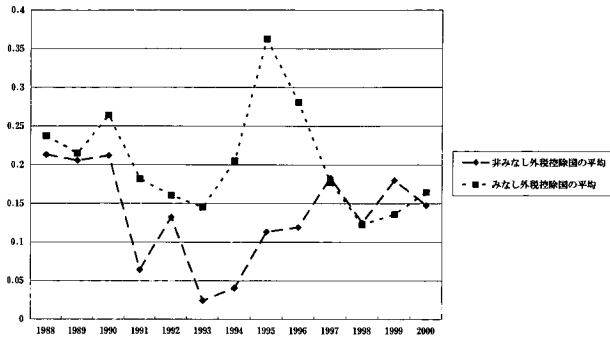


図3 経常利益・資本金比率の推移



の平均の推移をしめしたものが、図1～図3である。図1は、みなし外税控除が供与されている国と供与されていない国における現地法人の資本金（平均）の推移である。当然のことであるが、資本金はストック変数であるため年々増加している。みなし外税控除を供与されていない国の現地法人の方が、時間を通じて（1994年を除く）資本金の平均が大きいことが分かる。また、図2は、みなし外税控除が供与されている国と供与されていない国における現地法人の経常利益・売上高比率（平均）の推移である。経常利益・売上高比率の平均は、1999年を除いて、みなし外税控除を供与されている国の現地法人の方が0.007～0.029ポイント大きな値を示している。1988-92年、1997-98年における経常利益・売上高比率の落ち込みは、それぞれ日本のバブル崩壊、アジア金融危機の影響だと考えられる。同様に、図3は経常利益・資本金比率（平均）の推移である。経常利益・資本金比率の平均についても、1997-99年を除き、みなし外税控除国の方が0.009～0.24ポイント大きな値を示している。図1の資本金の推移からは、みなし外税控除が投資促進効果を持っているようには見えない。しかし、図2及び図3の経常利益率の推移を見ると、みなし外税控除の所得移転効果の存在を示唆している。次節では、計量分析で、みなし外税控除の投資促進及び所得移転効果の存在を検討する。

4.3 推定結果

4.3.1 みなし外税控除と投資

表5は、投資に関する推定結果である。推定においては、日本におけるバブル崩壊やアジア金融危機等の外的な要因を捉えるため、年ダミーを用いて推定しているが、表には示していない。標準誤差にはWhiteの頑健な推定量を用いている。¹⁰⁾

表5 みなし外税控除と投資

	被説明変数：資本金対数値		
	(1)	(2)	(3)
GDPの対数値	0.612*** (0.084)	0.055 (0.045)	0.085* (0.049)
人口の対数値	0.036 (0.074)	0.044* (0.023)	0.020 (0.021)
距離の対数値	-0.449*** (0.106)	-0.052 (0.052)	-0.067 (0.058)
前期の資本金対数値		0.877*** (0.044)	0.875*** (0.050)
みなし外税控除ダミー	0.783*** (0.159)	0.103 (0.072)	0.086 (0.078)
定数項	3.797*** (1.187)	0.432 (0.537)	0.192 (0.575)
年ダミー	有	有	有
観測値数	319	291	237
R-squared	0.33	0.91	0.90

1. ()内はWhiteの頑健な標準誤差。
2. *, **, ***はそれぞれ10%, 5%, 1%基準で有意なことを示す。
3. 推定式(2)及び推定式(3)では、前期の資本金を説明変数に加えているため、1年少ない1989-2000年のサンプルで推定している。
4. 推定式(3)は、経常利益が赤字の現地法人を除いたサンプルで推定している。

表5の推定式(1)では、説明変数として前期の資本金を考慮していない。この場合、みなし外税控除ダミーの係数は、正で有意に推定されており、0.783とかなり大きな値となっている。その他の説明変数について、GDPと距離が有意に

10) 本稿では、パネルデータを用いているため、個別効果を考慮した固定効果モデルを用いるべきであるが、個別効果を推定すると、本稿で最も注目しているみなし外税控除ダミーの係数が推定できないため、OLS推定を行っている。

推定されており、それらの符号も予想通りである。次に、推定式(2)では、説明変数に前期の資本金を加えて推定している。この場合、前期資本金の係数は、正で有意に推定されており、その値も0.877とかなり大きい。資本金がストック変数であるため、前期の資本金が今期の資本金を説明するのは当然のことと言える。このとき、みなし外税控除ダミーの係数は0.103であるが、推定式(1)の推定値と比べてかなり低下しており、有意に推定されていない。その他の説明変数として、GDPの係数も低下し有意に推定されていないが、人口の係数はやや上昇し正で有意に推定されている。推定式(3)は、経常利益が赤字の現地法人を除いたサンプルで推定を行っている。なぜならば、赤字の現地法人はそもそも税金を支払っていないため、みなし外税控除を利用できないと考えられるからである。この場合も、みなし外税控除ダミーの係数は有意に推定されていない。つまり、みなし外税控除を利用できる黒字の現地法人でさえ、投資を促進する効果がないことを意味している。したがって、資本金を投資の指標とした場合、みなし外税控除の供与が投資を促進する効果は見られない。

これは、同じく資本金を投資の指標として用いているHines(2001)の分析と異なる結果であるが、分析方法が異なることに留意しなければならない。Hinesは、被説明変数として次の変数を用いている。

$$\frac{i\text{国の資本金(日本企業)}}{\text{海外の資本金合計(日本企業)}} - \frac{i\text{国の資本金(米国企業)}}{\text{海外の資本金合計(米国企業)}}$$

これは、日本企業の資本金シェアと米国企業の資本金シェアの差である。つまり、Hinesは、みなし外税控除を利用できる日本企業の資本金シェアとみなし外税控除を利用できない米国企業の資本金シェアの差を、みなし外税控除の供与(みなし外税控除ダミー)で説明している。¹¹⁾ これに対して、本稿では、日本企業の資本金を、みなし外税控除ダミーで説明しているため、Hinesの分析結果と単純に比較することはできない。しかし、少なくとも本稿の定式化では、みなし外税控

11) 米国では、資本輸出の中立性を損なうという理由から、みなし外税控除が制度として認められていない。

除が資本金による投資を促進しないことが示されたと言える。

4.3.2 みなし外税控除と所得移転

表6は、所得移転に関する推定結果である。経常利益・売上高比率(経常利益・資本金比率)は、日本におけるバブル崩壊やアジア金融危機等の外的な要因により大きく変動する傾向にあり、年ダミーでそれらの効果を制御しているが、表には示していない。また、標準誤差にはWhiteの頑健な推定量を用いている。

表6 みなし外税控除と所得移転

	経常利益・売上高比率		経常利益・資本金比率	
	(1)	(2)	(3)	(4)
従業員数・売上高比率	-0.055*** (0.018)	0.017 (0.054)	-0.135** (0.056)	-1.324*** (0.316)
GDP成長率	0.071** (0.030)	0.034* (0.020)	0.267** (0.115)	0.096 (0.117)
信用格付け	-0.030** (0.014)	-0.036*** (0.012)	-0.114 (0.079)	-0.263** (0.121)
みなし外税控除ダミー	0.012** (0.005)	0.007** (0.003)	0.052* (0.030)	0.073*** (0.027)
定数項	0.038*** (0.013)	0.053*** (0.011)	0.177** (0.069)	0.431*** (0.111)
年ダミー	有	有	有	有
観測値数	301	247	301	247
R-squared	0.24	0.24	0.10	0.14

1. ()内はWhiteの頑健な標準誤差。

2. *, **, ***はそれぞれ10%, 5%, 1%基準で有意なことを示す。

3. 信用格付けは [0,1] 区間の値であり、1に近いほどデフォルト・リスクが低い国とみなされる。

4. 推定式(2)及び(4)は、経常利益が赤字の現地法人を除いたサンプルで推定している。

表6の推定式(1)及び推定式(2)では、被説明変数として経常利益・売上高比率を用いている。推定式(1)において、みなし外税控除ダミーの係数は正で有意に推定されており、その値は0.012となっている。これは、みなし外税控除を供与されている国に所在する現地法人の経常利益・売上高比率が、みなし外税控除を供与されていない国の現地法人と比べて1.2%ポイント高いことを示しており、みなし納付控除の供与が、現地法人への所得移転を促進することを示唆

している。その他の説明変数について、従業員数・売上高比率の係数は負で有意に推定されており、現地法人が非効率なほど経常利益・売上高比率が低下することを示している。GDP成長率の係数の符号は正で有意に推定されており、生産性の上昇率が高い国ほど、現地法人の経常利益・売上高比率が高いことを示している。信用格付けの係数は負で有意に推定されていて、デフォルト・リスクが低い国ほど経常利益・売上高比率が高いことを示している。推定式(2)は、経常利益が赤字の現地法人を除いたサンプルで推定している。みなし外税控除ダミーの係数は正で有意に推定されているが、赤字の現地法人を含む推定式(1)の値よりもやや小さくなっている。

表6の推定式(3)及び推定式(4)では、被説明変数として経常利益・資本金比率を用いているが、みなし外税控除の効果について、経常利益・売上高比率と同様の結果を得ている。推定式(3)において、みなし外税控除ダミーの係数は正で有意に推定されており、その値は0.052となっている。また、推定式(4)は、赤字の現地法人を除いたサンプルで推定しているが、みなし外税控除ダミーの係数は正で有意に推定されていて、赤字の現地法人を含む推定式(3)の値よりも大きくなっている。以上の分析結果から、みなし外税控除の供与は所得移転を促進する効果を持つと考えられる。

5 結論

本稿では、みなし外税控除が投資と所得移転に与える効果について実証分析を行った。推定結果をまとめると次のようになる。第1に、みなし外税控除は、海外直接投資(少なくとも資本金による投資)を促進する効果を持っていない。第2に、みなし外税控除は、所得移転を促進する効果を持っている。みなし外国税額控除の供与により、現地法人の経常利益・売上高比率は1.2%ポイント高まる。これらの推定結果によれば、みなし外税控除の供与は投資を促進せず、むしろ現地法人への所得移転を促している。つまり、みなし外税控除は、本来の目的である発展途上国への投資を促す効果を持たず、租税回避の道具として利用されている可能性がある。現地法人への所得移転は、みなし外税控除が適用される配当を増やし、政府の税収ロスを増加させる。こうした租税回避を防止するには、みな

し外税控除を利用している企業に対する移転価格税制を強化すべきである。しかし、移転価格税制では、独立企業間価格を決定することが難しく、執行上ある程度の妥協は避けられない。

みなし外税控除を利用した租税回避を防止する最も有効な手段は、みなし外税控除を廃止することであるが、みなし外税控除の供与に期限を設けることが現実的である。既に述べたように、1990年代に租税条約を締結したほとんどの国に対しては、あらかじめみなし外税控除の供与に期限を設けている。また、1960年代から1970年代に租税条約を締結した一部の国に対しては、条約の見直しの際に、みなし外税控除の供与に期限を設定しており、租税回避を防止する観点から必要な措置だと言える。しかし、表1に示したように、2004年10月現在、みなし納付控除を供与している17か国のうち7か国に対しては期限が設定されていない状況である。租税回避の観点から、これらの国に対しても期限を設けるべきである。

最後に、本稿の分析の限界について述べる。本稿では、投資の指標として資本金だけを用いている。しかし、Hines (2001) が述べているように、海外直接投資とは、親会社から子会社への出資、貸付及び子会社の内部留保の合計であり、みなし外税控除が資本金に影響を与えないからといって、投資促進効果がないと判断することはできない。みなし外税控除が、貸付や内部留保に与える影響についても分析すべきである。また、本稿では、現地法人について国別に集計したデータを使用しており、みなし外税控除の効果を検討するのに十分とは言えない。例えば、みなし外税控除を供与された国には、みなし外税控除を利用している企業と利用していない企業が存在する。集計データでは、これらの企業を区別できないため、みなし外税控除の効果を正確に捉えていない可能性がある。今後の課題としては、貸付や内部留保による投資へ影響を考慮するとともに、企業レベルのデータを用いた分析を行いたい。

付録

資本金, 経常利益, 売上高, 従業員数: 経済産業省, 『我が国企業の海外事業活動』, 各年度版.

GDP, インフレ率: World Economic Outlook Database, IMF ([www.imf.org/...](http://www.imf.org/)).

信用格付け: Institutional Investor, The Institutional Investor, 1988-2000.

首都間の距離: indo.com (www.indo.com/distance/index.html).

人口: Penn World Table (pwt.econ.upenn.edu/php_site/pwt61_form.php).

みなし外税控除ダミー: 財務省編, 『租税条約関係法規集』, 各年度版.

〔参考文献〕

- Bartelsman, E.J. and R.M.W.J. Beetsma (2003) "Why Pay More? Corporate Tax Avoidance Through Transfer Pricing in OECD Countries," *Journal of Public Economics*, 87, pp.2225-2252.
- Blonigen, B.A. and R.B. Davies (2000) "The Effects of Bilateral Tax Treaties on U.S. FDI Activity," *NBER Working Paper Series*, No.7929.
- Blonigen, B.A. and R.B. Davies (2004) "The Effects of Bilateral Tax Treaties on U.S. FDI Activity," *International Tax and Public Finance*, 11, pp.601-622.
- Boskin, M.J. and W.G. Gale (1987) "New Results on the Effects of Tax Policy on the International Location of Investment," In M. Feldstein ed, *The Effect of Taxation on Capital Accumulation*, University of Chicago Press, Chicago and London, pp.201-219.
- Clausing, K.A. (2001) "The Impact of Transfer Pricing on Intrafirm Trade," In J.R. Hines Jr. ed, *International Taxation and Multinational Activity*, University of Chicago Press, Chicago, pp.173-194.
- Desai, M.A., C.F. Foley, and J.R. Hines Jr. (2004) "Foreign Direct Investment in A World of Multiple Taxes," *Journal of Public Economics*, 88, pp.2727-2744.
- Gordon, R.H. and J.R. Hines Jr. (2002) "International Taxation," In A.J. Auerbach and M. Feldstein ed (s), *Handbook of Public Economics*, Vol.4, North-Holland, Amsterdam, pp.1935-1995.
- Grubert, H. (2003) "Intangible Income, Intercompany Transactions, Income Shifting,

- and the Choice of Location,” *National Tax Journal*, 56, pp.221-242.
- Grubert, H. and J. Mutti (1991) “Taxes, Tariffs and Transfer Pricing in Multinational Corporate Decision Making,” *Review of Economics and Statistics*, 73, pp.285-293.
- Grubert, H. and J. Slemrod (1998) “The Effect of Taxes on Investment and Income Shifting to Puerto Rico,” *Review of Economics and Statistics*, 80 (3) , pp.365-373.
- Harris, D.G., R. Morck, J. Slemrod, and B. Yeung (1993) “Income Shifting in U.S. Multinational Corporations,” In A.Giovannini, R.G. Hubbard, and J. Slemrod, ed (s), *Studies in International Taxation*, pp.277-302.
- Hartman, D.G. (1984) “Tax Policy and Foreign Direct Investment in the United States,” *National Tax Journal*, 37 (4) , pp.475-487.
- Hines Jr., J.R. (1999) “Lessons form Behavioral Responses to International Taxation,” *National Tax Journal*, 52 (2) , pp.305-322.
- Hines Jr., J.R. (2001) “Tax Sparing and Direct Investment in Developing Countries,” In J.R. Hines Jr. ed, *International Taxation and Multinational Activity*, University of Chicago Press, Chicago, pp.39-66.
- Hines Jr., J.R. and E.M. Rice (1994) “Fiscal Paradise : Foreign Tax Havens and American Business,” *Quarterly Journal of Economics*, 109, pp.149-182.
- OECD (1998) *Harmful Tax Competition : An Emerging Global Issue*, OECD, Paris.
- OECD (1998) *Tax Sparing : A Reconsideration*, OECD, Paris.
- OECD (2000) *Towards Global Tax Co-operation : Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*, OECD, Paris.
- OECD (2001) *The OECD's Project on Harmful Tax Practices : The 2001 Progress Report*, OECD, Paris.
- OECD (2004) *The OECD's Project on Harmful Tax Practices : The 2004 Progress Report*, OECD, Paris.
- Sullivan, M.A. (2004) “U.S. Nationals Move More Profits to Tax Havens,” *Tax Notes*, 102 (6) , pp.690-693.
- 日高正浩・前田実 (1994) 「海外直接投資と税制」『ファイナンシャル・レビュー』 January, 182-196頁。